

資料2-1

議事(2) 村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定と
その方向性について

●村上市歴史的風致維持向上計画の概要

計画認定日：平成28年10月 3日（当初認定）
平成30年 3月29日（第1回変更認定）
平成31年 3月29日（第2回変更認定）
令和 2年 3月24日（第3回変更認定）
令和 3年 3月15日（第4回変更認定）
令和 4年 3月29日（第5回変更認定）
令和 5年 3月30日（第6回変更認定）
令和 6年 3月11日（第7回変更認定）



計画認定証授与式の様子(国交省内)

計画期間：平成28年度～令和7年度の10年間

計画の特徴：歴史的風致を見える化した計画
歴史資源を活用したまちづくりの方向性(まちづくり部局)と
文化財の保存活用の方向性(文化財部局)を明記した計画
事業内容と期間、実施者が明記された計画
※行為などを規制する計画(景観計画)ではない

計画の記載事項：歴史的風致の維持向上に関する下記の項目を明記(必須項目)

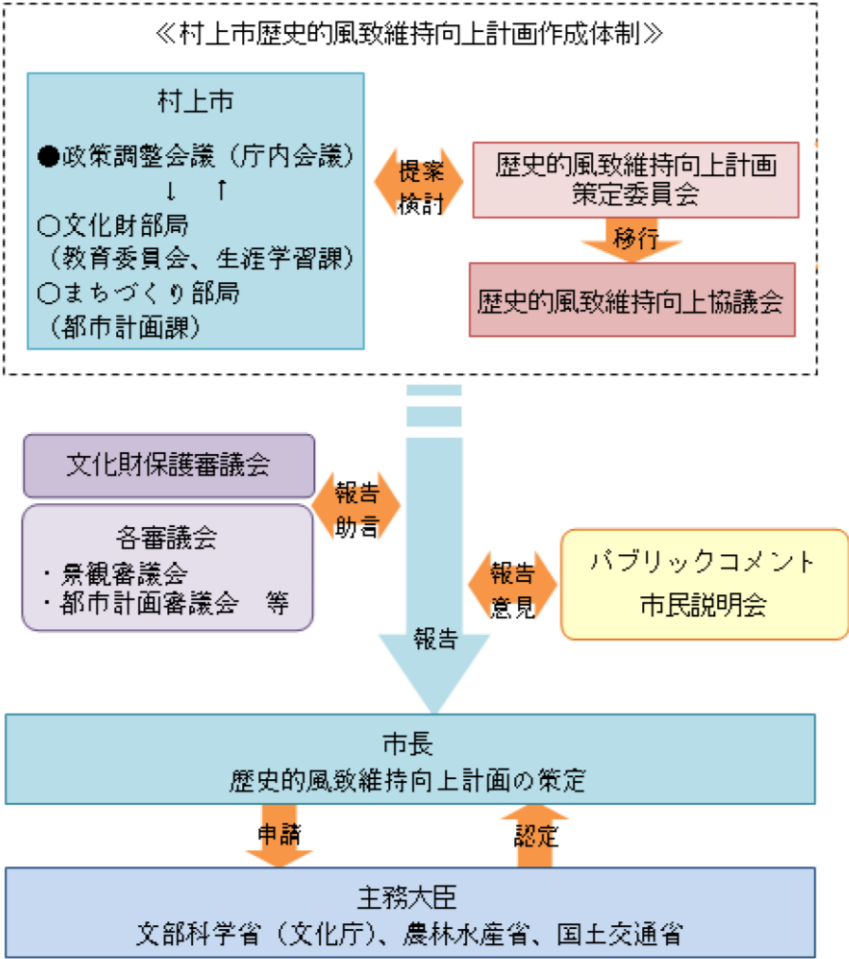
- ・維持向上すべき歴史的風致
- ・歴史的風致の維持向上に関する方針
- ・重点区域の位置と区域
- ・文化財の保存又は活用に関する事項
- ・歴史的風致維持向上施設の整備や管理に関する事項
- ・歴史的風致形成建造物の指定の方針
- ・歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定とその方向性について あふれる笑顔のまち村上

●村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)策定について

- ・村上市歴史的風致維持向上協議会条例第2条1項より
協議会は、市長の諮問に応じ、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行う。

→ 令和6年度から村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)策定に向けた協議を開始



策定フロー図

第2期計画の位置づけ

Point

- 歴まち計画は歴史的風致の維持・向上に資する取組を踏まえて策定されるものであり、2期計画は1期計画とそれに基づく取組を踏まえ、**次の段階へ移行（ステージアップ）するために策定されるものである。**
（2期計画が単に、1期計画を延長するものであってはならない。）



2期計画の策定においては、以下について、整理・検討することが望ましい。

- ① 1期計画の最終評価シート等で整理した1期計画の反省・新たに生じた課題等への対応
- ② 1期計画では手が回らなかった地域や分野への取組の拡大
 - 1) 1期計画期間中に新たに発見・条件を満たすようになった歴史的風致の追加
 - 2) 新たな課題等に対応するための対応方針の検討
 - 3) 重点区域の変更。拡大や重点区域で行われる事業の変更

①について

◆ 1 期計画の反省 ※最終評価シート（案）より

- ①空き家化の進行などにより、歴史的建造物の解体や建て替えが進んでいる。
→外観修景事業の継続的な実施を行い、建造物の維持・保存を進めるが、オーセンティシティ（真正性）の確保はより正確に行う
- ②来街者をエリア外に誘導する回遊性の向上に向けた取り組みが不十分である。
→各地域に点在する歴史的風致をつなぎ、動線となる仕掛け・取り組みの構築が必要
- ③旧町人町内には、壁面を共有する木造建築物が連坦、密集しており、一度火災が発生すると大規模火災に発展する可能性がある。
→ハード・ソフト両面からの防火対策の必要性。関係行政機関及び町内との連携を深める取り組みの実施
- ④伝統行事の将来の担い手である子供の参加者の確保が難しく、伝統的な産業についても、職人の確保が難しく、伝統的な活動の継続が危ぶまれる状況にある。
→学校やまちづくり団体と連携し、子どもと保護者それぞれが積極的に関わっていける体制の整備、職人の育成制度の創出を目指す
- ⑤新型コロナウイルスによる観光客の減少などの影響により、歴史的風致の形成を支える産業が疲弊している。
→産業を支援する補助金制度等の事業化を進められないか、所管の部局と協議・研究を進める

◆ 1 期計画の中で新たに生じた課題

①無電柱化事業が進まず、歴史的町並み・景観との不一致が生じている。

→県とも連携しながら、無電柱化事業を推進する

1 期計画においては、外観修景事業を優先していた状況もあったが、2 期計画においては予算の流用等は極力行わず、無電柱化事業を計画的に進める

②まち歩き城下絵図、歴史的風致形成店舗ガイドブックなど、複数の冊子があるため、目的に応じて手持ちの冊子が増える煩雑さを招いている。

→今後、地図アプリなどのような、紙媒体に頼らず複数の地図をまとめて見られるシステムの導入と事業化・予算化を目指す

②について

1) 1期計画期間中に新たに発見・条件を満たすようになった歴史的風致の追加

→現時点で歴史的風致の条件を満たすものは無いと思われるが、精査は必要

2) 新たな課題等に対応するための対応方針の検討

①無電柱化事業が進まず、歴史的町並みとの不一致が生じている。

→県とも連携しながら、無電柱化事業を推進する

1期計画においては、外観修景事業を優先していた状況もあったが、2期計画においては予算の流用等は極力行わず、無電柱化事業を計画的に進める

②まち歩き城下絵図、歴史的風致形成店舗ガイドブックなど、複数の冊子があるため、目的に応じて手持ちの冊子が増える煩雑さを招いている。

→今後、地図アプリなどのような、紙媒体に頼らず複数の地図をまとめて見られるシステムの導入と事業化・予算化を目指す

3) 重点区域の変更・拡大や重点区域で行われる事業の変更

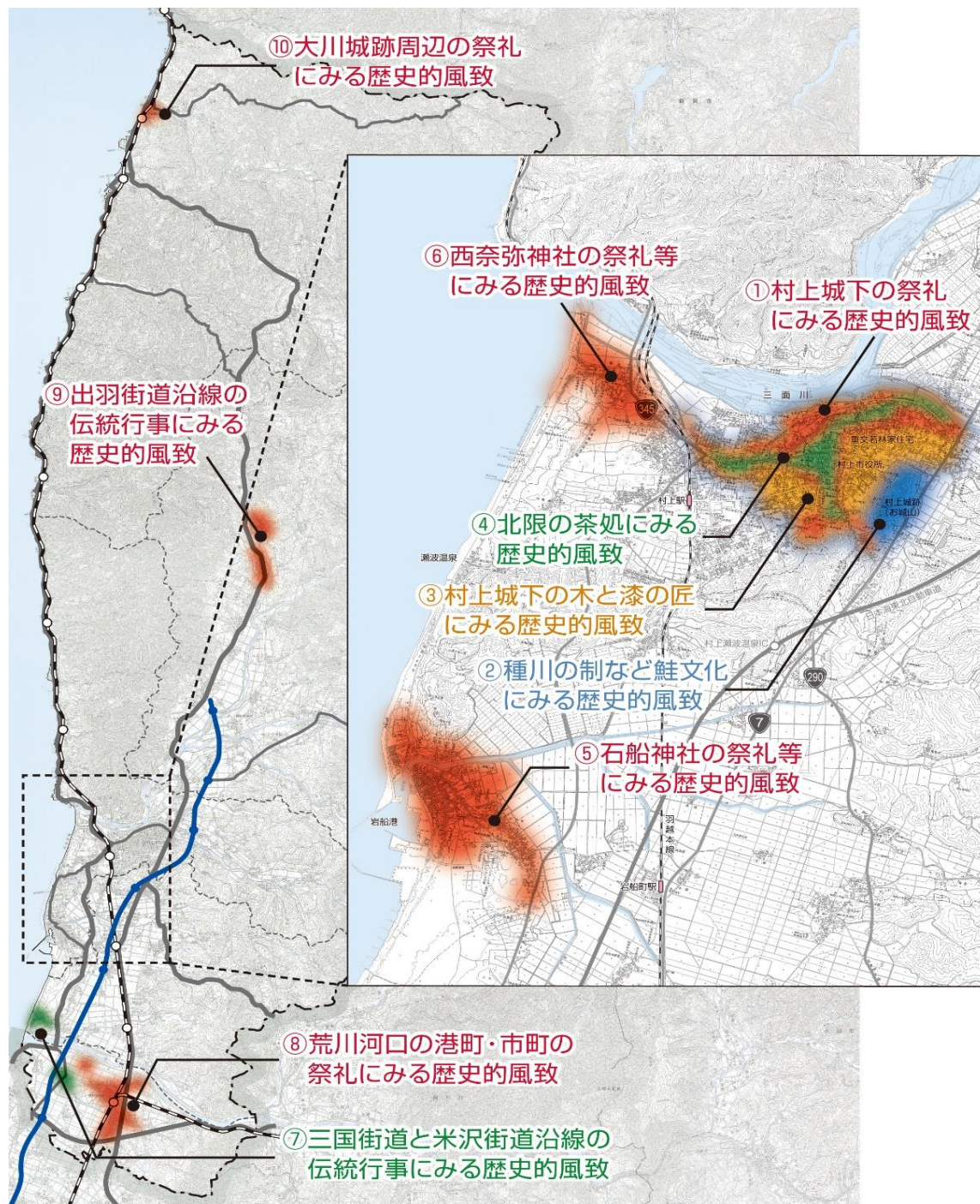
→重点区域の変更・追加は行わない

※重点区域の設定については、以下の2点を前提とする。

i) 重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区に供される土地と一体的に施策を推進することが必要な土地であること

ii) 2章で設定した歴史的風致の範囲内で設定すること
(範囲外は設定不可)

村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定とその方向性について あふれる笑顔のまち村上



3) について

※重点区域の設定については、以下の2点前提とする。

- i) 重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区に供される土地と一体的に施策を推進することが必要な土地であること
- ii) 2章で設定した歴史的風致の範囲内で設定すること
(範囲外は設定不可)



歴史的風致に関しては、各地域に残っているが、重点区域の「核」となるべき重要文化財や建築物が無く、区域として認められる要件を満たさない。



2期計画の計画期間内に、「核」となりうる建築物の調査、発掘、文化財になりうるか等の調査・研究を行う

「北前船」に関連する歴史的風致の追加に関する検討事項

【村上と北前船】

村上地域の海運業は江戸時代中期～明治時代中期に最も盛んとなり、明治時代後期以降に大型汽船の就航、鉄道による輸送が本格化するまで海運業が地域を支える重要な役割を果たしてきました。村上地域では新潟～酒田間（約100キロメートル）で積荷を運ぶ小型船の往来とともに、江戸時代後期以降は北海道から大坂の間を運行する北前船による回船業も盛んになり、**山北・上海府・瀬波・岩船・塩谷・海老江**には回船業関係者が多数存在しました。現在も各地に残る港町の町並みや社寺に奉納された船絵馬などから、その歴史がうかがえます。

※そのほかの詳細については別紙【資料2-1】を参照

現在の歴史的風致維持向上計画上では・・・

瀬波・岩船・塩谷・海老江について、歴史的風致維の記載の中で、北前船についても言及しているが、**山北と上海府に関しては記載が無い**(山北については、大川城跡周辺の祭礼に見る歴史的風致を掲載)

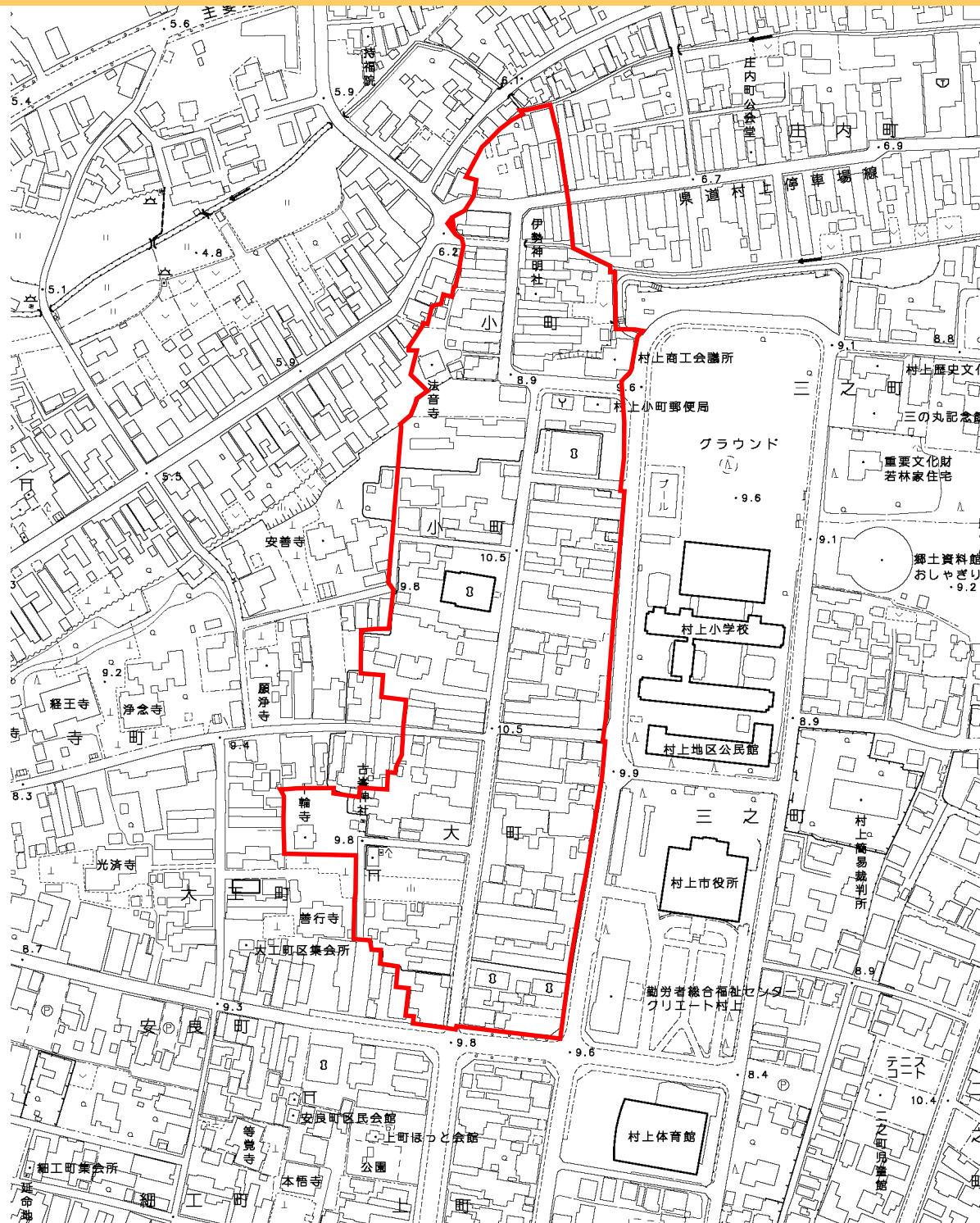
歴史的風致を形成するには・・・

1) 建造物等 2) 活動 3) 市街地環境

の3つの構成要素を抽出・整理する必要があるため、**2期計画策定に向け、山北と上海府を含め、歴史的風致が形成されているか、慎重に調査を行うこととする**

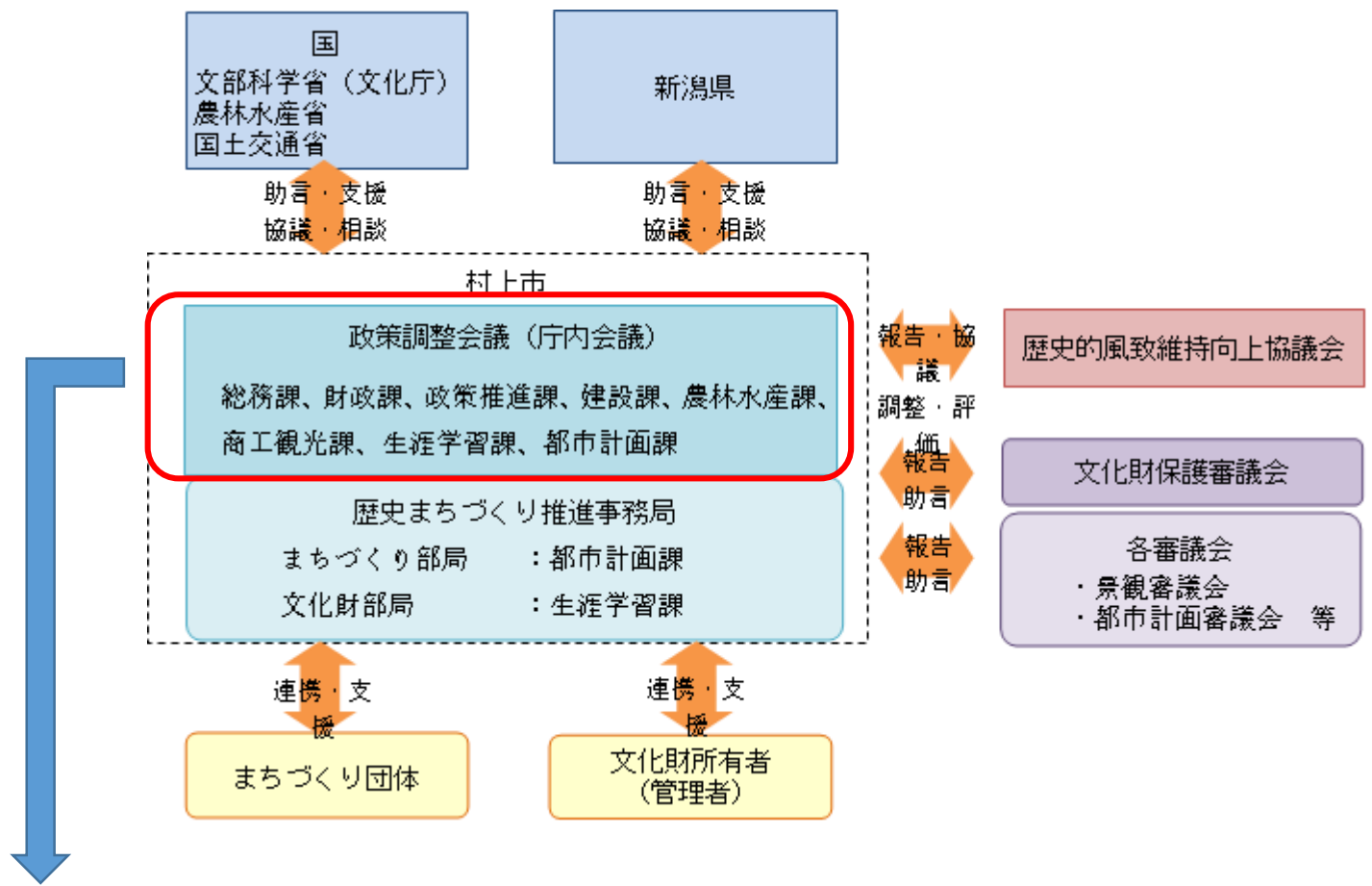
村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定とその方向性について あふれる笑顔のまち村上

現在の計画上の
事業区域図
↓
大町・小町



- ・ 歴史的風致維持向上計画の推進体制における課題点

【現在の推進体制】



※政策調整会議（庁内会議）については近年では開催されていない
↓
事業の実施・経過等について、定期的・横断的な連携が不足

【将来の推進体制】

政策調整会議（庁内会議）

総務課、財政課(※)、企画戦略課、農林水産課、観光課、地域経済振興課、
生涯学習課、都市計画課

※財政課は、新規事業創設や予算協議の必要性に応じて招集

もしくは

（仮称）歴史まちづくり体制推進連絡会議

財政課(※)、企画戦略課、農林水産課、観光課、地域経済振興課、
生涯学習課、都市計画課

※財政課は、新規事業創設や予算協議の必要性に応じて招集

会議の開催頻度は、年2～3回程度

- ・ 予算編成時期（事業の予算や新設・廃止、部局間連携等の協議）
- ・ 法定協の開催前と開催後（会議内容の確認と情報共有）

歴史的風致形成建造物の指定について

●基本方針

- ・ 1期計画において、指定した建造物については、引き続き指定対象となるが、所有者や管理者等の意向を踏まえて指定候補とするもの

意向を確認するにあたり、令和7年度中に意向調査を実施予定

指定への意向 **あり**

計画策定時点で指定候補として記載
策定後に改めて指定書を交付

指定への意向 **なし**

計画策定時は記載しない
策定後に改めて意向の確認を行い、
指定へ向けて協議を継続する

※国登録文化財、県指定文化財、市指定文化財等については引き続き指定を行う方向であるが、個人所有の建造物については、同様に意向調査を行い、所有者・管理者等の意向を確認する